

部 局	市民協働部	補 職	部 長	氏 名	宮城 節子
-----	-------	-----	-----	-----	-------

1. 部局の使命

(1) 市民のくらしの安全・安定と地域の活性化を図るとともに、市民力・地域力を活かし、市民・事業者との協働のなかで市民自治を推進する。
(2) 市民窓口サービスの向上を通じて市民と行政の信頼関係構築を図る。

2. 使命を遂行するための取り組み方針と、それに基づく取り組みの総括 方針取り組みの総括

方針	取り組みの総括
<p>市民、地域・市民団体、事業者、学校等多様な主体と協働して「くらしの安全・安定」と「地域の活性化」を実現します。</p> <p>(1) 市民公益活動推進条例及び地域自治推進条例の制度を活用し、地域コミュニティの活性化につながるさまざまな支援の実施や協働事業の実践、地域自治組織の形成を進めます。</p> <p>(2) 消費生活に係る検査・指導等や特殊詐欺被害の防止、消費者教育と相談、就労相談支援、多重債務者生活相談、生活困窮者自立支援、フリーランス支援等雇用創出、若者支援の総合調整など市民の「くらし」に係るセーフティネットを拡げ、支援・解決に結びつけます。</p> <p>(3) 市民課・庄内出張所・新千里出張所をはじめ市全体の窓口サービスの向上を通じて、協働の関係づくりの土台となる市民との信頼関係を築きます。</p> <p>(4) 地域連携センターは、施設間連携を進めながら、市民団体や事業者等と協働し、地域課題の解決や魅力発信等に資する地域づくりや人づくり、つながりづくりに取り組みます。</p> <p>(5) 令和5年(2023年)2月の(仮称)南部コラボセンター開設に向け、準備を進めます。</p>	<p>○地域コミュニティの活性化については、地域自治推進条例施行10年の成果と課題を明らかにし、今後の方向付けを行うため、市民公益活動推進委員会に諮問を行いました。これまでの地域連携センターの成果と課題を整理し、地域連携課に組織改編を行いました。旧庄内小学校区の地域活動の場所・拠点・倉庫の調整を行い、合意を得ました。</p> <p>○市民公益活動支援については、市民公益活動推進助成金(夢基金)による助成を行うと共に、協働事業提案制度に基づく事業の実施に向けた調整を行いました。また、庄内コラボセンター内に市民公益活動支援センターを開所しました。</p> <p>○消費者行政においては、18歳成年年齢化に伴う啓発や警察と連携した特殊詐欺被害防止対策に取り組みました。また、消費者教育推進計画の改訂版を策定しました。</p> <p>○雇用創出としては、とよなか雇用創造協議会における雇用創出に向けた事業とフリーランス支援事業を実施しました。</p> <p>○生活困窮者支援としては、生活困窮者自立支援金や住居確保給付金等の諸制度を活用し、市民のくらし再建を支援しながら地域就労支援事業や無料職業紹介事業を通じた就労支援を実施しました。</p> <p>○市民窓口については、マイナンバーカード交付特設窓口の継続や休日夜間臨時窓口を開設するなど交付率の向上を図りました。(2月末時点で交付率62.8%、申請率81.6%) 証明書インターネット受取予約を、住民票の写し、記載事項証明に加え、課税証明、印鑑証明を追加しました。また、マイナポータルにおける引越しワンストップサービスを2月からサービス開始しました。</p> <p>○地域連携拠点の充実を図るため、庄内出張所をはじめ9施設機能が入る庄内コラボセンターを令和5年2月に開所しました。また、地域連携センターの成果と課題を検証し、公民館・公民分館を基軸とした地域づくりを展開するため地域連携課を設置することとしました。</p>

3. 当年度目標と目標設定に対する振り返り等

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
1	<p>地域自治・市民協働の推進</p> <p>(1) 地域自治組織の形成・活動を支援します。 ①未設置の小学校区において、地域諸団体や公民分館等団体の長等への働きかけを地域連携センターと共同で実施(4校区以上) ②地域自治推進条例施行(平成24年(2012年))10年の成果と課題をふまえ、今後の地域自治推進の方向付けを行うため、市民公益活動推進委員会に諮問(5月) ③地域自治組織における「地域づくり活動計画」の策定に向けて支援(通年実施、2校区)</p> <p>(2) (仮称)市民活動支援センターの令和5年(2023年)2月の設置に向け、つぎの取組みを行います。 ①設置条例の制定(7月) ②市民向け説明会等の実施(通年) ③受託団体の公募及び選定(5月～11月)</p> <p>(3) 協働事業提案制度の見直しを行います。 ①令和3年度に検討したエントリーシートと評価シートを令和4年度から導入(通年) ②協働事業提案制度のさらなる活用促進に向け、業務フロー等を見直し(12月)</p>	<p>○地域自治組織の形成支援としては、公民分館の各ブロック長会議を訪問し、地域活動に関するヒアリング調査を実施しました。 ○地域自治推進条例施行10年の取り組みの成果と課題を明らかにし、今後の方向付けを行うため、5月20日付にて委員会に諮問を行い、中間報告を取りまとめました。また、小曾根校区、刀根山校区の2校区において地域づくり活動計画策定作業部会等の運営を支援しました。 ○市民公益活動支援では、市民公益活動支援センターを令和5年(2023年)2月に開所しました。また、市民公益活動推進助成金による支援を行うと共に協働事業提案制度に基づく事業の成案化に向けた調整を行いました。協働事業提案制度は、業務フローの見直しを行い、改善を図りました。</p>	<p>○地域自治システムに関する働きかけや説明会の継続実施します。 ○地域づくり活動計画の策定支援を継続実施します。 ○審議会からの答申を受け、新たな支援策を検討実施します。 ○地域連携課への地域自治組織や自治会業務のスムーズな移行を図ります ○市民公益活動支援の充実を図るため、市民公益活動支援センター事業の充実を図ります。 ○協働事業市民提案制度の使い勝手を向上させるため運用方法の見直しを行います。</p>
	<p>総合計画</p> <p>5-1-③ 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。</p>	<p>5-1-④ 多様な人たちが関わる地域自治を推進します。</p>	
	<p>基本政策</p> <p>45 新たなコミュニティとつながりの創出</p>		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
2	<p>くらしの安全・安心の推進</p> <p>(1) 若者自立支援計画に基づき、困難を有する若者への支援の充実に取り組みます。また、いぶきを拠点に義務教育期の生徒を対象とした支援機関との連携強化を図ります。</p> <p>① 通年実施</p> <p>(2) 消費者教育推進計画に基づき、高齢者を対象とした特殊詐欺被害防止啓発や18歳成人施行の影響を受ける高校生に対して実践的な啓発等に取り組みます。また、消費者教育推進計画の中間見直しを行います。</p> <p>① 通年実施、出前講座等参加者数4,000人</p> <p>② 中間見直しは11月迄に素案検討、12月意見公募手続き、2月策定</p> <p>(3) (仮称)しごと・くらしセンターを設置します。</p> <p>① 事業プログラム確定(9月)、開所(2月)</p> <p>(4) くらし再建パーソナルサポート事業において住居確保給付金等の制度を活用した生活支援を行います。就労支援や無料職業紹介事業を活用し、関係機関と連携し個々に状況に合わせ自立に向けた支援を行います。また効果的な体制のあり方について関係部局と検討を進めます。</p> <p>① 通年実施</p> <p>(5) 地域雇用活性化推進事業を活用し、コロナ禍における離職者、子育て中の女性や高齢者等就労困難者の雇用機会の確保に努めます。フリーランスなど多様な働き方を市民が選択できるよう相談及び支援の仕組みづくりに取り組みます。また緊急雇用支援金事業の充実に取り組みます。</p> <p>① 通年実施、就職人数(雇用保険加入)60人</p> <p>(6) 労働や消費等の分野において、ICTの活用など若い世代へ必要な情報を届けるための手法を検討します。</p> <p>① 通年実施</p>	<p>○令和4年(2022年)3月に改訂した若者自立支援計画に基づき、コロナ禍の影響をふまえた支援を実施しました。</p> <p>○消費者教育については、成年年齢引下げに伴い、契約トラブルの低年齢化が懸念されることから、高等学校において啓発講座を実施しました。(全222回、4,675人)また、消費者教育推進計画の中間見直しを行い、令和5年(2023年)2月に改訂しました。</p> <p>○令和5年(2023年)2月にしごと・くらしセンターを庄内コラボセンターに開設しました。</p> <p>○コロナ禍の影響により、経済的に困窮し、複雑かつ多様な課題を有する相談者が増加したことから、生活困窮者自立支援金や住居確保給付金等の諸制度を活用し、市民のくらし再建を支援しながら地域就労支援事業や無料職業紹介事業を通じた就労支援を実施しました。</p> <p>○雇用創出については、とよなか雇用創造協議会において、コロナ禍での離職者やシニア世代や女性等の雇用創出に向けた事業と、市独自施策であるフリーランス支援に係る事業を展開しました。</p>	<p>○若者支援については、中学生の不登校生徒が増加している事やひきこもりの約6割が不登校経験であること等をふまえ、高校生年代の不登校支援の仕組み作りに取り組みます。</p> <p>○消費者教育については、デジタルデバイド(情報格差)の解消に向けて、関係部局との連携、高齢者を対象としたセミナー等の実施に取り組みとともに、引き続き成年年齢引下げに対応した実践的な消費者教育を進めます。</p> <p>○生活困窮者自立支援及び就労支援については、コロナ禍中の支援制度の終了や物価高の影響等により、引き続き、生活困窮の相談が高止まりすると予想されることから、引き続き、多機関が連携し包括的な支援が実施できるよう福祉部局等関係機関との連携に取り組みとともにより効果的な体制のあり方について検討を進めます。</p> <p>○雇用創出については、地域雇用活性化推進事業を活用した雇用創出及び就労支援を実施するとともに、多様な働き方への対応としてフリーランス支援に取り組みます。</p>
	<p>総合計画</p> <p>1-3-② 社会的援助が必要な子ども・若者への支援を充実します。</p> <p>2-4-② 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります。</p> <p>基本政策</p> <p>47 生活困窮者支援の充実</p>	<p>2-1-⑤ 就労支援の充実に取り組みます。</p> <p>4-3-② 生涯を通じて、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。</p> <p>48 就労相談・支援の拡充</p>	

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
3	<p>市民窓口サービスの向上</p> <p>(1) 窓口委託のモニタリングおよび評価を適切に実施します。</p> <p>①モニタリング及び評価を実施(毎月実施)</p> <p>②第3期委託事業者の選定評価を実施(4月～10月)</p> <p>(2) マイナンバーカード交付円滑化計画に基づく取組みを推進します。(令和4年度末交付率60%)</p> <p>①交付特設窓口の設置(本庁)(通年)</p> <p>②マイナアシスト端末の導入によりマイナンバーカードの申請補助を開始(7月)</p> <p>(3) 市民満足度の向上に取組みます。</p> <p>①証明書インターネット受取予約を拡充(7月)</p> <p>②戸籍法の一部を改正する法律(戸籍事務のマイナンバー制度への参加)に基づく戸籍システムの改修・運用テストを実施(5月～3月)</p> <p>③「婚姻手続きハンドブック」を改訂(1月)</p> <p>④マイナポータルにおける引越しワンストップサービスとの連携を開始(2月)</p> <p>⑤出張所のサービス向上と、おくやみ相談等市民が移動せずに相談を受けることが出来るオンライン相談窓口システムの導入を検討(通年)</p> <p>(4) 旅券の電子申請導入及び手数料のクレジット収納を開始します。</p> <p>①市民の利便性及びセキュリティの向上、また、旅券業務の効率化から実施(1月)</p>	<p>○窓口委託については、毎月の定例会議の中でモニタリング及び評価を実施し、窓口サービス向上に結びました。また、窓口関係委託事業者選定評価委員会からの答申を受け、令和5年(2023年)1月から第3期委託を開始しました。</p> <p>○マイナンバーカード交付については、特設窓口の継続や休日夜間臨時窓口の開設により交付率を増加させました。</p> <p>(2月末時点で交付率62.8%、申請率81.6%)</p> <p>○市民満足度向上については、証明書インターネット受取予約を、住民票の写し、記載事項証明に加え、課税証明、印鑑証明を追加しました。戸籍法改正対応のシステム改修を実施しました。婚姻手続きハンドブックを改訂し1月に発行しました。マイナポータルにおける引越しワンストップサービスを2月からサービス開始しました。</p> <p>○旅券の電子申請については、3月末(3/27)から運用を開始しました。</p>	<p>○窓口委託については、窓口関係委託事業者選定評価委員会を4各業務毎(市民課等窓口関連業務、保険給付課等窓口関連業務、子育て給付課窓口関連業務、市民税課窓口関連業務)に分科会を設置し、効率的・効果的な体制への移行を検討します。</p> <p>○マイナンバーカード交付については、国の施策に合わせ円滑な交付・更新・申請補助事務を継続実施します。</p> <p>○市民満足度の向上については、戸籍証明の広域化にあわせた対応を行います。マイナポータルにおける引越しワンストップサービスは、広報誌や市ホームページで広く周知し、利用率向上と窓口混雑緩和を図ります。両出張所においてオンライン相談窓口を稼働します。効果検証を行いながらおくやみ相談等適用業務の拡大を検討します。</p> <p>○旅券の電子申請については、国の施策である手数料クレジット収納の動向を見極め対応します。</p>
	<p>総合計画</p> <p>5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。</p>		
	<p>基本政策</p> <p>60 いつでも、どこからでも手続きできる市役所づくり</p>		

No	当年度目標(当初設定)	実績		
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性	
4	<p>地域連携拠点の整備</p> <p>(1) 地域連携センターは、地域の課題解決や活性化に資する地域づくり、人づくり、つながりづくりの取組みを団体や事業者、施設との連携協働により進めます。</p> <p>①地域連携センター事業の充実(通年)</p> <p>②地域連携の機能と役割の強化(通年)</p> <p>③地域課題の解決や魅力発信等に資する地域づくりや人づくり、つながりづくり事業のあり方を関係部局と検討(通年)</p> <p>(2) 千里文化センターコラボを拠点とした市民協働・公民連携事業に取り組みます。</p> <p>①公募型の公民連携事業の実施(通年、応募団体数:12団体、延講座開催数:40回)</p> <p>②市民、事業者との連携による千里ニュータウンまちびらき60周年事業の実施(通年)</p> <p>(3) (仮称)南部コラボセンター開設に向け、つぎの取組みを進めます。</p> <p>①開設プレ事業の実施(通年)</p> <p>②移転に係る調整(通年)</p> <p>③施設建設工事の実施(4月～12月)</p> <p>④施設設置条例の制定(施設名称及び貸室条件の確定)(7月)</p> <p>⑤開所(2月)</p>	<p>○地域連携センターにかかる地域連携等の諸課題を整理し、地域連携課に組織改編を行いました。</p> <p>○庄内出張所など9施設機能が入居する庄内コラボセンターを開所し、令和5年(2023年)2月20日から全施設の稼働を開始しました。</p> <p>○千里文化センターでは、市民交流につながる事業など提案公募型公民連携事業を実施しました。</p> <p>応募団体：11団体、延講座開催数35回</p> <p>○千里ニュータウンまちびらき60周年事業として吹田市・豊中市合同で巡回写真展を開催しました。</p> <p>(市内)6会場、延参加者1,965人</p> <p>○とよなか地域創生塾の都市経営部からの移管に向けた課題整理と調整を行いました。</p> <p>○庄内小学校区の地域の活動場所・拠点・倉庫等の調整を行い、合意を得ました。</p>	<p>○地域連携課において、公民館、公民分館を基軸とした地域コミュニティの活性化に取り組みます。</p> <p>○地域連携の具体化策の一つとして地域と大学や高校とのマッチングに取り組みます。</p> <p>○とよなか地域創生塾事業を実施し、人づくり、地域づくり、つながりづくりの取組みとします。</p> <p>○庄内コラボセンターにおいては、館内施設や市民、事業者等と協働し、地域の活性化や課題解決に資する取り組みを行います。</p> <p>○千里文化センターでは、引き続き公民学連携事業を実施します。</p>	
	総合計画			
	5-1-③ 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。	5-1-④	多様な人たちが関わる地域自治を推進します。	
基本政策				
	32 南部地域の活性化	45	新たなコミュニティとつながりの創出	
	46 多世代交流のまちづくり			

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
5	<p>人づくり・組織づくり</p> <p>(1) 市民協働部の使命の一つである「市民窓口サービスの向上を通じて市民と行政の信頼関係構築を図る」と、豊中市窓口サービス基本方針の基本姿勢である「わかりやすく」「利用しやすく」「速やかに」を具現化するため、つぎの取組みを進めます。</p> <p>①職員のマルチスキル化を進めるため、定期的に担当外の業務の窓口受付を行います。(通年実施)</p> <p>②全ての窓口利用者の人権を尊重し、市民視点に立った接遇対応が行えるよう研修を実施します。(年3回実施)</p> <p>③窓口業務の経験知やスキル、責任感を伝承し、プロフェッショナルな組織を維持していくため、職員による実務研修と、出張所⇒本庁、出張所⇔出張所の職場交流を実施します。(通年実施)</p> <p>(2) 当部の使命達成をめざすため、全ての職員がパフォーマンスを發揮しながら一日で最も長い時間を過ごす職場で出来るだけ快適に業務を遂行することが出来るよう、つぎの3点を実践します。</p> <p>①仕事上の報告、連絡、相談(ほうれんそう)を徹底します。⇒毎日の朝礼、終礼の実施(通年)</p> <p>②職員ひとり一人が、積極的に、双方向で、を心がけます。⇒何らかの職員会議(企画調整会議)に全ての職員が参画(通年実施、開催数)</p> <p>③ひとり一人を大切にす職場づくりを進めます。⇒管理職、ライン職による相談・面談の実施(通年実施)</p>	<p>○窓口業務に関する職員の経験知の維持向上を図るため、OJTの取り組みとして本庁舎(市民課窓口)で出張所職員の窓口研修を行いました。</p> <p>○仕事上の報告・連絡・相談が当たり前に出来るように朝礼(夕礼等)を実施しました。</p> <p>○職員一人ひとりが主体的に職場運営に関わり、働きがいを実感することが出来るような会議運営に努めました。</p> <p>○窓口担当業務を入れ替え、マルチスキル化を図りました。</p> <p>○新規配属職員を対象とした研修を両出張所合同で実施しました。</p> <p>○月毎、週毎に課・係内のミーティングを実施しました。</p>	<p>○引き続き、左記の課題認識の共有と実践を図ることにより、人材育成基本方針の行動指針である「市民視点、未来志向、チームプレー」の達成をめざします。</p>
	<p>総合計画</p> <p>5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。</p>		
	<p>基本政策</p> <p>0</p>		

4. 中期目標(概ね今後4年間)

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)
1	<p>地域自治システムの定着化と地域自治組織の形成・活動支援</p> <p>(1) 地域自治組織(検討会)の設立数が増加するよう支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>(2) 地域自治の推進に向け、地域自治推進条例施行から10年間の成果と課題をふまえ、新たな方向付けを行います。</p>	<p>(1) 地域自治の推進</p> <p>①地域自治組織形成支援に向け、地域連携センターと共同で公民分館等へ働きかけ 令和4年度(2022年度)</p> <p>②今後の地域自治の方向性を、市民公益活動推進委員会へ諮問 令和4年度(2022年度)</p> <p>③上記の答申をいただき、必要な取組みを検討実施 令和5年度(2023年度)～</p>
	総合計画	
	5-1-③ 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。	5-1-④ 多様な人たちが関わる地域自治を推進します。
	基本政策	
45	新たなコミュニティとつながりの創出	
2	<p>市民公益活動・市民協働事業の推進</p> <p>(1) 市民公益活動推進条例の趣旨をふまえ、協働事業が更に充実するよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民活動支援センターの設置 ・協働事業市民提案制度の活用を促進するため制度運用を見直し <p>(2) 主任推進員を中心に庁内に協働事業の理解を広め、活用を進めます。</p>	<p>(1) 市民公益活動・市民協働事業の推進</p> <p>①協働事業市民提案制度について、エントリーシート及び評価シートの導入をはじめ、制度運用全体を見直し 令和4年度(2022年度)</p> <p>②(仮称)市民活動支援センター条例を制定(7月)し、施設を開所(令和5年2月) 令和4年度(2022年度)</p> <p>③(仮称)市民活動支援センターを拠点とした市民公益活動支援充実を具体化 令和5年度(2023年度)</p>
	総合計画	
	5-1-③ 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。	5-1-④ 多様な人たちが関わる地域自治を推進します。
	基本政策	
45	新たなコミュニティとつながりの創出	

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)
3	市民の経済生活安定のための施策の充実 (1) 消費者教育推進計画に基づき、重点取り組みである若者世代、高齢者世代への啓発及び関係機関等との連携・協働の充実に取り組みます。 (2) 特殊詐欺被害の防止に取り組み、市民生活の安全を守ります。 ・被害件数・被害額をゼロに近づけるべく、関係機関などとの協働連携の取組みを強化	(1) 消費者の教育・啓発の拡充 ①消費者教育推進計画中間見直し 令和4年度(2022年度) ②中学校や高校、大学と連携した取組みの実施 令和4年度(2022年度) (2) 特殊詐欺の防止 ①簡易型自動録音機の配布や被害防止対策機器無料貸与事業等による注意喚起・啓発の実施 令和4年度(2022年度) ②関係機関・団体等との連携による啓発の充実 令和4年度(2022年度)
	総合計画	
	2-4-② 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります。	
基本政策		
0		
4	就労支援・生活困窮者支援・若者支援事業の拡充 (1) 暮らし再建パーソナルサポートセンター事業では、若者、障害者、高齢者、女性等の就労困難者の就労支援を実施するとともに、福祉部門と連携し生活困窮者支援の充実を図ります。また、(仮称)南部コラボセンターにおける就労・生活困窮者自立支援機能については、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ実施していきます。 (2) 就労支援体制を拡充し、就労の出口づくりに引き続き取り組みます。生活困窮者自立支援、就労支援、雇用創出の各事業を実施し、個々の状況に応じた雇用や社会参加に向けた支援の充実と就労者数増加をめざします。 (3) 豊中市若者自立支援計画に基づき、若者支援協議会と連携し、相談から支援迄の体制を整備すると共に当事者を含めた多様な主体による若者支援の仕組みづくりと、地域で若者の社会的自立を支える環境整備に取り組みます。ユースサポーターの更なる活用と訪問支援及び外出同行を継続実施します。	(1) 生活困窮者自立支援事業、就労支援の取組み推進 ①地域雇用活性化推進事業を活用した就労支援の実施 令和4年度(2022年度) ②緊急雇用支援金事業を活用した離職者や就労困難者の雇用機会確保 令和4年度(2022年度) ③(仮称)しごと・暮らしセンター事業プログラム確定とセンター開所 令和4年度(2022年度) (2) 豊中市若者自立支援計画の取組みの推進 ①計画の中間見直しをふまえた新たな取り組みの展開 令和4年度(2022年度) ②計画に基づく取り組みの実施 令和5年度(2023年度)
	総合計画	
	1-3-② 社会的援助が必要な子ども・若者への支援を充実します。	2-1-⑤ 就労支援の充実を図ります。
基本政策		
47 生活困窮者支援の充実		48 就労相談・支援の拡充

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)
5	<p>雇用創出事業の充実</p> <p>(1) 地域雇用活性化推進事業を活用し、コロナ禍における離職者や減収者、子育て中の女性や高齢者の雇用機会を確保します。また、フリーランスなど多様な働き方を市民が選択できるよう相談及び支援の仕組みづくりに取り組みます。</p>	<p>(1) 雇用創出事業の推進</p> <p>①雇用創造協議会事業の実施 令和4年度(2022年度)～</p> <p>②生涯現役促進地域連携事業で培った高齢者の就労支援及び受入れ事業所との関係性を活用し、既存事業にて引き続き高齢者の就労支援を実施 令和4年度(2022年度)～</p>
	総合計画	
	4-3-② 生涯を通じて、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。	
	基本政策	
	48 就労相談・支援の拡充	
6	<p>窓口サービス・利便性向上の推進</p> <p>(1) 待ち時間短縮と窓口事務の軽減に向けた取組みを推進します。</p> <p>(2) ICTを活用し、市役所に行かなくても或いは一か所の窓口で手続きや相談が出来る新しい市民窓口サービスを提案します。</p>	<p>(1) 窓口事務の迅速化など窓口サービス向上施策の推進</p> <p>①窓口委託第3期事業者選定 令和4年度(2022年度)</p> <p>②証明書インターネット受取予約拡充 令和4年度(2022年度)</p> <p>③戸籍法の一部を改正する法律(戸籍事務のマイナンバー制度への参加)に伴う新たな戸籍制度の運用開始 令和4年度(2022年度)</p> <p>④旅券の電子申請導入及び手数料のクレジット収納開始 令和4年度(2022年度)</p> <p>(2) ICT活用による利便性向上施策の推進</p> <p>①マイナポータルにおける引越ワンストップサービスとの連携を開始 令和4年度(2022年度)</p> <p>②オンライン相談窓口システム導入検討 令和4年度(2022年度)</p> <p>③オンライン相談窓口システム試行導入 令和5年度(2023年度)～</p>
	総合計画	
	5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。	
	基本政策	
	60 いつでも、どこからでも手続きできる市役所づくり	

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)		
7	<p>地域拠点施設の整備</p> <p>(1) (仮称)南部コラボセンター基本構想に基づく開設準備を進めます。</p> <p>(2) 地域連携センターのこれまでの成果と課題をふまえ、地域連携拠点の機能役割の再構築を図ります。</p>	<p>(1) (仮称)南部コラボセンターの整備</p> <p>①(仮称)南部コラボセンター建設工事 令和4年度(2022年度)</p> <p>②移転に係る調整 令和4年度(2022年度)</p> <p>③施設設置条例制定(名称及び貸室条件)の確定 令和4年度(2022年度)</p> <p>④開設プレ事業実施 令和4年度(2022年度)</p> <p>⑤竣工式、オープニング事業実施 令和4年度(2022年度)～</p> <p>(2) 地域連携拠点の充実</p> <p>①地域連携センター事業の充実 令和4年度(2022年度)</p> <p>②地域づくり、人づくり、つながりづくりに係る事業の充実 令和5年度(2023年度)</p> <p>③地域連携センター体制の見直し 令和5年度(2023年度)～</p>		
	総合計画			
	5-1-③ 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。		5-1-④ 多様な人たちが関わる地域自治を推進します。	
基本政策				
32	南部地域の活性化	45	新たなコミュニティとつながりの創出	